（建設業法施行令の一部改正）

第三条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条及び第三十一条中「国土交通省総合政策局建設業課」を「国土交通省土地・建設産業局建設業課」に改める。

（地価公示法施行令の一部改正）

第四条　地価公示法施行令（昭和四十四年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「国土交通省土地・水資源局地価調査課」を「国土交通省土地・建設産業局地価調査課」に改める。

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第五条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課」を「国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令及び水産政策審議会令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「国土交通省都市・地域整備局地方振興課」を「国土交通省国土政策局地方振興課」に改める。

一　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第九条

二　水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第九条

（国土審議会令の一部改正）

第七条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「国土交通省国土計画局総務課」を「国土交通省国土政策局総務課」に改め、同条の表土地政策分科会の項中「国土交通省土地・水資源局総務課」を「国土交通省土地・建設産業局総務課」に改め、同表水資源開発分科会の項中「国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課」を「国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課」に改め、同表豪雪地帯対策分科会の項中「国土交通省都市・地域整備局地方振興課」を「国土交通省国土政策局地方振興課」に改める。

附則第二条の表平成二十四年三月三十一日の項中「国土交通省都市・地域整備局地方振興課」を「国土交通省国土政策局地方振興課」に改め、同表平成二十五年三月三十一日の項中「国土交通省都市・地域整備局離島振興課」を「国土交通省国土政策局離島振興課」に改め、同表平成二十七年三月三十一日の項中「国土交通省都市・地域整備局地方振興課」を「国土交通省国土政策局地方振興課」に改める。

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第八条　社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「国土交通省総合政策局建設業課」を「国土交通省土地・建設産業局建設業課」に改め、同項ただし書中「国土交通省総合政策局不動産業課」を「国土交通省土地・建設産業局不動産業課」に改め、同条第三項ただし書中「国土交通省土地・水資源局総務課」を「国土交通省土地・建設産業局総務課」に改め、同条第四項中「国土交通省都市・地域整備局総務課」を「国土交通省水管理・国土交通省都市局総務課」に改め、同条第五項中「国土交通省河川局総務課」を「国土交通省水管理・国土保全局総務課」に改める。

（独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令の一部改正）

第九条　独立行政法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第八条第一項第一号、第二号、第五号から第八号まで及び第十三号」を「第八条第一項第三号、第四号、第七号、第九号から第十一号まで及び第十六号」に改める。

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直**人

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四号

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年七月七日とする。

財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直**人

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五号

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改める。

一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二第九号

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項第十四号

三　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十一条第三十号

附　則

この政令は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月七日）から施行する。

経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直**人